



今月のことば

monthly word

知的財産権法は過去を記録し未来をかたちづくる

日本弁理士会 副会長

田辺 恵

開国前夜、雪深い越後国と信濃国の県境では松代藩士佐久間象山と越後国にそのルーツをもつ勝海舟が会談をもっていた。この会談をとりもったのが私の高祖父島田茂であったとの記述が津南町史に残っている。明治の世になり自由民権家となった島田は国会開設を求める建白書を提出するなど国会開設に奔走したとの記録が国立公文書館の資料に現存する。そして明治16年(1883年)、島田は県令制度後初の新潟県議長(現在の県知事)となった。新潟県の資料によれば、島田が東北巡視の途中新潟に立ち寄り、県会を視察した参議山県有朋が議事半ばにして席を立とうとしたその時、議長山口権三郎に対し、「新潟県会には傍聴人規則がある。それには議員の退場前に場外に出ることを禁じている。内務卿と雖も、傍聴人である以上は規定を重んじて退場させてはなりません」と言い放ったなど幾つかのエピソードが残っている。

時代が下り、この家の四姉妹の一人であった祖母は一家を切り盛りし祖父と結婚して東京の家で暮らした。そして終戦の年、疎開で新潟の家へ戻った両親のもとに生まれたのが私の父である。父は大学進学のため新潟から上京し下宿先の兄の家に暮らした。ある日その家がかつての書生であり知的財産分野で活躍しておられた弁護士が訪ね「弁理士」という仕事があることを教えられたことをきっかけに父は弁理士となった。

その10年後、東京阿佐ヶ谷に生まれた私は、かつて母が通ったのと同じ自由学園幼児生活団(幼稚園)に入学し以後、初等部から最高学部(短期大学部)まで同校に通った。自由学園は羽仁もと子氏と吉一氏のジャーナリスト夫妻が女子生徒の教育を目的に創立した学校で、F.Lライト氏設計の自由学園明日館が有名である。同校はリベラルアーツ教育を重んじており、そこでの私は机上の学問の他に、全校分の給食を生徒が作り食堂に集まって昼食を頂き、広い庭を自分達で手入れし、

自身の服を自分で縫うような生活を送っていた。その頃の私は、当然のことながら弁理士にも知的財産権法にも全く興味を持つことはなく、弁理士がどのような仕事かさえ知ることもなかった。

短大を卒業し近所の成蹊大学に入学してみるとそこには日本の知的財産権法の第一人者がおられたがそれを知るのは後のこと、大学1年次は楽しい大学生活と留学生生活を謳歌した。2年次で所属ゼミを選ぶ段になり第3希望に「知的財産権法ゼミ」と書いてみたところ、当時「紋」谷ゼミとして厳しいことにつけては有名であった同ゼミに唯一の希望者が舞い込んだとの理由で、半ば強制的に紋谷暢男教授のゼミの所属になった。教授はドイツのマックスプランク研究所にいらした学者で法律とドイツ語と登山をこよなく愛しておられた。私は結果的にそこから大学院修了までの5年間、ほぼマンツーマンの知的財産権法ゼミと、北アルプス登山合宿と、当時丸の内富士ビルにあった特許法律事務所外国部でのパートタイムジョブが暮らしの全てとなり、知的財産権法の探究者たる紋谷教授の背中を見て過ごす貴重な日々を送ることとなった。4年次になったある日、教授から「弁理士試験を受けてみたらどう？」との一言を頂き、そこで実家が特許事務所であることを打ち明けると、「それはちょうど良いね」との更なる一言。そこで私に試験を受けてみようかという気持ちが初めて芽生えた。今となっては当時の教授が、私が弁理士の娘であることを知っていたのかどうか知る術はない。その時点で既に3年間の知的財産漬け生活だったことが幸いし、ほどなく試験に合格して私は弁理士となった。

その後は、当時丸の内八重洲ビルにあった特許事務所にお世話になることとなる。すると今度は当時の所長より「もう一つ分野の違う学問をしてみなさい」とのたいへん有難い言葉を頂き、勤め始めた翌日より午後5時までは先輩方に赤ペンを入れていただきながら四苦八苦して特許明細書を

書き、6時からは東京理科大学で、微分積分をし、回路を組み、電気工学を勉強する毎日をすごした。その後、お世話になった事務所を離れ、実家の特許事務所に戻って商標業務にもたずさわるようになり、弁理士になって18年、今日に至る。

これが、日本に特許制度ができてから今日に至るまでと同じ時間の国史、県史、町史、そして我が家の私的な日記の記録に残る断片的な家族史であり自己紹介である。

さて、1623年にイギリス議会で制定された専売条例により現在の特許制度の基本的な考え方が確立され、その後産業革命をもたらしたといわれる。また、1883年には、工業所有権の保護に関するパリ条約が締結されている。日本では、明治4年(1871年)に専売略規則が公布されたが施行されることなく翌年に廃止され、明治18年(1885年)現在の特許法の前身となる専売特許条例が施行された。

特許制度が公開の代償としての独占権を付与しその時代の技術の発展を促す制度と捉えられることは広く知られている。

一方で、この制度は「体系的に管理された記録」としての側面を持っていると私は思う。すなわちその時代からすれば150年先の未来の者である私が、現在とほぼ同じフォーマットで記録された過去の文献を読むことができるのは驚きでしかない。しかもその記録は世界共通のフォーマットで体系的に保管されているのである。

これまでの長い歴史でも多くの人が壁画や、文字、歌、様々な手段を駆使して過去を記録していたはずであるが、これほど画期的な記録制度は史上初めてではないだろうか。

結果的に、私がつぎれとつぎれの家族史を辿ったように、ある系譜を知るとき、様々な場所で、様々な形式により記録された文献を読まなければならないが、多くの記録は見つかることさえないが、特許制度ではこのような事態が回避されるのである。

私が知的財産権法は興味深いと思う理由の一つに、土地や食べ物を独占したいという動物に共通の欲を超えて、脳から湧き出た無体物や、無体物に化体した何かに権利を与えようとする人間特有の思考の上に立つ法律だという点があるが、こと特許法の成立によって、これまで過去を記録してきたはずの人が、その時点より少し先の未来を予測して発明をし、それを記録することになったことは興味深い。私たちが少し先の未来を考える手立てとして、過去の人々が少し先の未来をどのように考えていたのかという記録を体系的、かつ世界的に知ることができるようになったのである。

そう考えると、私たち弁理士は、過去を記録し未来をかたちづくる制度の担い手なのではないだろうか。そして発明、ブランド、丁寧な思考力など広い意味での知的な財産を大切に扱い、記録し、次の世代へ手渡すことが今より少し素敵な未来をつくるのではないかという希望を持ってこの仕事をしている。